中間前払金制度を導入している地方公共団体

平成29年4月1日現在

往 白	#	파뉴	立 加
徳島	香川	愛媛	高知
徳島県	香川県	愛媛県	高知県
徳島市	高松市	松山市	高知市
鳴門市	丸亀市	今治市	室戸市
小松島市	坂出市	宇和島市	安芸市
阿南市	善通寺市	八幡浜市	南国市
吉野川市	観音寺市	新居浜市	土佐市
阿波市	さぬき市	西条市	須崎市
美馬市	東かがわ市	大洲市	宿毛市
三好市	三豊市	伊予市	土佐清水市
勝浦町	土庄町	四国中央市	四万十市
上勝町	小豆島町	西予市	香南市
佐那河内村	三木町	東温市	香美市
石井町	直島町	上島町	東洋町
神山町	宇多津町	久万高原町	奈半利町
那賀町	綾川町	松前町	田野町
牟岐町	琴平町	砥部町	安田町
美波町	多度津町	内子町	北川村
海陽町	まんのう町	伊方町	馬路村
松茂町		松野町	芸西村
北島町		鬼北町	本山町
藍住町		愛南町	大豊町
板野町			土佐町
上板町			大川村
つるぎ町			いの町
東みよし町			仁淀川町
			中土佐町
			佐川町
			越知町
			日高村
			津野町
			四万十町
			大月町
			三原村
			黒潮町
	I .		

[※]上記は平成29年4月1日現在で当制度を導入していることが明らかとなっている地方公共団体です。 記載以外の地方公共団体の制度導入の有無については、受注時等に各公共団体の契約窓口に直接お問い合わせ下さい。